

国賠ネットワーク

NO.192
2021.11.6

通信発行：奇数月 定例会：偶数月第1木曜 編集工房「朔」
年会費：2000円 郵便口座：国賠ネットワーク 00200-2-6473

<http://kokubai.net/>
infodesk@kokubai.net

発達障害と多様性理解

私は、1994年5月29日の早慶戦天覧試合に、天皇制に反対するチラシを配りに行ったら建造物侵入罪で逮捕され、国賠をやって負けた元早大生です。当時はジャーナリストになろうと思っていたのですが、糺余曲折、今は弁護士をしています。国賠ネットワークの皆様には大変お久しぶりです。

貧乏暇なしの弁護士ですが、今年は刑事弁護で3つ成果がありました。3月には一審の懲役7年罰金200万円を、控訴審で懲役3年罰金ナシに変更する判決を得ました。また7月には強制わいせつ致傷の裁判員裁判で無罪、占有離脱物横領の控訴審で逆転無罪と、ふたつの無罪判決を得ることができました。このうち3月の事件と7月の逆転無罪判決は、被告人にADHD（注意欠陥多動性障害）がある事案でした。

私の経験上、刑事案件の被疑者・被告人には、発達障害者が多く含まれています。発達障害があると犯罪をすることではなく、発達障害の特性が家族や周囲から理解されにくく、生き難さを持ちやすい。更に何かコトが起きた時に定型発達者と違う反応をするため、誤解をされやすく、トラブルに巻き込まれやすい。そんな傾向をみてとることができます。中でもADHDの人々は、取調べの場面で誘導されやすく、不注意で衝動的であることから、不用意に不利な調書を作成されやすい傾向があります。そのために冤罪に巻き込まれたり、実際よりも悪く受け止められやすいとも言えます。

実は私自身も、親族全員ADHDであり、娘も重度のADHDと診断されています。大学の山岳部に入っている娘は、今年9月に山行中に崖から30メートル滑落し、両足骨折、骨盤骨折、膝靭帯断裂、肺挫傷など大変な大怪我を負いつつ、九死に一生を得ました。これもADHDが無関係とは言えません。多動性・衝動性から危険な冒険を好んで行い、不注意性から事故に遭いやすいためです。娘は、少し動けるようになるとお医者さんを説得して車椅子で無理やり退院して、授業に出るようになりました。一人暮らしをしている娘の介護のため札幌に来ており、北大山岳部の部室で、いま、私はこの原稿を書いています。

ADHDはエネルギーで発想豊かで冒険心に溢れています。ASD（アスペルガー症候群）は得意なことをすごい集中力でキチンとやり遂げるなど、発達障害者の特性は、社会の中で上手に生かすこともできます。発達障害者が生育過程で充分特性を受け入れられるように、また誤解を受けて刑罰を受けることがないように、社会全体の多様性理解が進むことを願います。

【小竹 広子】

編集 前記

◆ 先の衆院選中、何しろ電話が多かった。それも与党ばかり。立候補者はもちろん、聞きおぼえのある大臣も「比例区は与党に」と、強調していた。周りの若い人にではなく、高齢者にしばったやり方は、オレオレ詐欺に似てると思った。(い) ◆ 北朝鮮のミサイルが飛んだら、基地の廃棄(勿論米軍のもの)と原発の廃棄で、枕を高くして眠れる。また金もかからないし炭酸ガスも減るし、良い事づくめなんだが。余談だが、選挙で世の中はかえられないな~。(翼) ◆ 最近、句が出てきません。「バラ一本 冬に迎いて 咲き定む」「とんぼ見えず 蝶の飛び交う 秋の空」(尚美) ◆ 予算委のソオリ質問減る始末(た)

◆8月15日を挟んで、20世紀の映像記録を見続けた。取返しのつかない、母親を密告した男の後悔の涙に、心が凍った。戦時中、心ある人々はどんなに悔しく、苦しんだことだろう。未だ戦争責任も問わずに来た日本。ちっぽけな「桜を見る会」の不正も、アベの秘書の責任で終わらせたら同じことだ。(い)(※)

※191号において編集のミスにより遗漏してしまった(い)さんの編集前記です。(い)さんには大変失礼致しました。お詫び致します。

★今年は久しぶりに望年会を予定しました。御参考のほどを。ただ、コロナ第6波の状況で流動的です。ご了承ください。

会計報告(2021年9月・10月)

[収入] 会費:4,000円、カンパ他:0円 [支出] 通信費:28,039円、会議他:220円

例年3月ごろ徴収させていただいている会費ですが、今年度分(2021年1月~12月分)は、今回、遅ればせながら払込用紙を同封致しました。よろしくお願い致します。なお、「協力会員」の方にも同封させていただきました。余裕のある折に、お願いできますと幸いに存じます。

Contents

卷頭言／発達障害と多様性理解	小竹 広子	1
提案一冤罪文庫の設立にむけて	松永 優	3
東住吉冤罪国賠／完璧な判決を	青木 恵子	4
星野獄中死国賠／命に対する無責任と無関心	星野 曜子	5
布川事件国賠／警察・検察を駆らさせる闘いへ	桜井昌司	6
大垣警察市民監視国賠・1審結審／判決は22年2月21日	近藤 ゆり子	7
湖東病院事件・西山国賠／正気の沙汰とは思えません!?	磯谷 昇太	8・9
治安維持法型の刑事手続きを全面化した戦後刑訴法	武崎 直央	10・11
よど号旅券発給拒否国賠／ねつ造記事産経新聞損害	井上 清志	12
殺人未遂デッチ上げ逮捕勾留「足柄国賠」／控訴はしない!	小松 徳子	13
情報クリップ	井上 清志	14・15
本の案内『邪悪に墮ちたGAFA』『反対派を防衛する』	磯部 忠	16

Schedule

2021/11/15	(月)	10:30~	星野獄中死国賠／第8回口頭弁論@東京地裁 721
2021/11/18	(木)	15:00~	旅券発給拒否国賠／第4回口頭弁論@東京地裁 419
2021/12/9	(木)	18:00~19:00	国賠ネットワーク定例会@編集工房朔@ドメス水道橋ビル301@水道橋
2021/12/9	(木)	19:00~21:00	国賠ネットワーク望年会@近隣居酒屋
2022/1/15	(土)	15:00~17:00	国賠ネット通信193号発送作業@編集工房朔@ドメス水道橋ビル301@水道橋

【誤記等の訂正とお詫び】

191号当ページ Contents 部分において、下記のような誤記がありました。ここに修正し、ご本人様および読者の皆様にお詫びいたします。申し訳ございませんでした。

- ① 「東住吉冤罪事件国賠」原告青木さんのお名前「恵子」さん(誤)→「恵子」さん(正)
- ② 「星野獄中死国賠・第6回口頭弁論報告」の中の「第6回」(誤)→「第7回」(正)
- ③ 「大垣警察市民監視国賠・官邸に巣ぐる公安警察、他」の中の「官邸に巣ぐる公安警察、他」(誤)→「いよいよ結審へ」(正)
- ④ 「よど号家族旅券発給拒否国賠・第2回弁論報告」の中の「第2回」(誤)→「第3回」(正)

提案—冤罪文庫の設立にむけて

松永 優

最近、「終活」というのか、身辺整理を意識するようになった。その中で思案しているのが、埃を被った書籍である。

ドストエフスキイ全集などは捨て難いが、所詮、世界中で<知のゴミ>となるのは仕方ないことが、捨てきれないのが冤罪関係の本である。

冤罪事件だけでなく、再審のこと、獄中や死刑の問題などの書籍。これらは文学作品とちがって自分の身体や肉群に、その痛みの記憶に刻まれたもので、捨てるに捨てきれない本たちである。

「冤罪の恐怖」(青地晨)、「松川裁判の思い出」(門田實)といった古典から最近の事件まで、本棚を探れば7、80冊はあるはずだ。ゴミになるのではなく、何か、後世のために活かせないものか。

こうした書籍群は、冤罪裁判の支援や救援の皆さんの場合、少なからず手元にあると思う。それらを集積し、「冤罪文庫（仮称）」として活用出来ないものだろうか…、という提案である。

何処から手を付けていいのか、これからのことば山積している。そこで国賠ネットを中心となって、関心のある人たちや団体と連携・共同し、「冤罪文庫設立グループ」なるものを立ち上げ、作業を進めたらどうだろうか。

厄介なのは、この<冤罪文庫>の範囲・範疇である。瀬戸内寂聴の徳島ラジヲ商事件、開高健の「片隅の迷路」など、実在の冤罪事件をモデルに小説化されたものは含まれるだろう。

桜井昌司さんの「俺の上には空がある・・」や、大道寺さんの句集「棺一基」も、「冤罪 File」など雑誌、週刊誌の特集記事もOKだ。

ただし、裁判記録そのものは、不可だろう？

<冤罪文庫>と名乗りはするが、そのカテゴリーに「有実事件」も入れたらどうか。そこに刑事司法のあり方や、考察すべき社会的な問題があ

る場合など、実はえん罪とは表裏一体だと思うからである。

「終活」を期に、関係図書を冤罪文庫に献本してくれる個々人にお願いしたい。それは、以下の①～⑥のような情報＝書籍の目録を、献本者ご自身で作成して欲しい、という点である。

例えは、ここにゴビンダ事件の本がある。

- ① 書籍名 「東電女性社員殺害事件」弁護留書
- ② 著者名 石田省三郎
- ③ 出版社 書肆アルス
- ④ 発行日 2013年2月14日（初版第1刷）
- ⑤ 総頁数 261頁
- ⑥ 献本者 松永 優（献本？、寄贈者、提供者）

一番の難題は、管理と運営であろう。これは主旨に賛同して提供いただける書籍がどれほどの数になるのかによる。だから、まず皆様からの「図書目録」の応答を待つて判断したいと思う。

[管理]については、何処か自治体や大学の図書館、団体や組合、法人事務所で引き受けて貰えないか、という夢も浮かぶ。そんなに甘くはないだろう。近郊に「空き家」もないし、月額5,000円のトランクルームに氷漬けになるのか…。

[運営]については、さらに頭が痛い。冤罪文庫HPを見て、貸し出ししてくれという要望にどのように対応するのか。そもそも、管理や運営にかかる経費をどのように負担・捻出するのか。

その他にも、書籍の重複はどうする？、書き込みや汚れがある場合どうするのか…。

<冤罪文庫>は電子データだけのバーチャルな世界だけで終わるのか。こうした提案を書きながらも、次第にモチベーションが落ちてくる。

とりあえず皆さまへのお願いです。国賠ネット事務局 infodesk@kokubai.net 宛てに、提案の今後についてご意見を頂きたいと思います。

2022 娘、両親、仲間達の力になる 完璧な判決を！ 3/15

青木 恵子

9月16日に結審しました。これまでご支援していただき、ありがとうございました。

弁護団がパワーポイントを使って総括。私は「最終意見書」と、「最終意見書の追加」を読み上げました。国、大阪府を睨みながら、裁判長に問いかけるように、私の思いの丈、仲間達の思いの丈を訴えられたのでスッキリです。

裁判体との裏話ですが、弁護団と法廷に入ると私服の裁判長・裁判官・職員がいました。裁判長は、弁護団がパワーポイントを使うため、法壇・傍聴席から見える位置を確認されており、弁護団に席の移動について話されていました。そこで、「私が移動します」と伝えると、裁判長は「青木さんは主役だから、真ん中の席に堂々と座っていて下さい」と言われ、主任の裁判官とも「マスクは苦しいですよね」と普通に会話を交わしてもらえたことに、驚きと喜びを感じました。

裁判が始まても、裁判長は、いつものコロナ・マスク・お水のことだけではなく「今日は、20名の方が傍聴出来ませんでした。傍聴席からも、映像が観えにくい場所があり大変申し訳ありません」と謝られて、私は「この裁判長は良い人だな」と始まる前から感激していましたし、この裁判合議体なら、真剣に審理をして下さるものと確信しました。

弁護団は、①放火事件及び本件の証拠構造、②出火原因に関する証拠、③自然発火の可能性を十分検討しなかった違法性、④違法な取調べ・違法行為、⑤再審無罪判決の結論、⑥補充捜査の違法、⑦検察官の行為の違法について、パワーポイントを使って詳しく説明して下さいました。

私は、既に最終意見書を書き上げていましたが、国・大阪府の反論を読んで、頭にきたため、前日の深夜に最終意見書の追加も書き上げました。手書きで書くしか時間がなかったため、裁判長に、「なぜ手書きで書くのかの意味」を説明して、「追加分は読み上げるだけで提出しません」と言いました。

翌日、裁判所から、「お疲れでしょうが1、2週間で書けるのなら提出して下さい」と連絡があり、追加意見書を提出できました。

☆最終意見書の陳述

①大阪府警の勝手なストーリーに基づき、娘の保険金目当てに娘を殺した母親、犯人にされたこと。②再審無罪となつたが、国・大阪府は反省もせず、検証もせずに今も犯人だ、違法はなかつたと認めないこと。③警察・検察の違法性を明らかにして、布川事件以上に踏み込んだ判決を言い渡して下さい。④なぜいい加減な捜査・違法な取調べをしたのか？⑤なぜ再現実験をしながらも起訴できたのか？もう、二度と冤罪に巻き込まれる人を生み出さない、仲間達のためにも国や大阪府の違法性を明らかにさせたいとの気持から提訴した。国・大阪府は裁判と向き合はず証拠も隠し続けたので、「証拠はあなた達のものではありませんよ！」と睨みながら言いました。

元刑事が「犯人だと思っています」と言ったことは名誉毀損、人権問題です。国・大阪府が、違法な取調べをしたという自覚がないことが一番恐ろしいこと。腐った組織の考えが変わらない限り、無罪になつても有罪だと言われ続けて生きていくのかと。

また、国が、刑務所の報奨金を請求額から引くように言ったことに呆れ果てました。「ホンダの不当判決をどう思いますか？《イチケイのカラス》のことを知っていますか？」と問いかけると裁判長は頷きました。この判決は、娘・両親・仲間達の力になること。最後の裁判となる完璧な判決、再審裁判以上に純白な判決をお願いします。裁判長は資料を見ながら、「和歌山刑務所から出てきたときも白い服ですか？」と尋ねられたので違いますと答え、最後に、「私はこの裁判体を信じています」と言って、陳述を終わりました。

裁判後、裁判長が「先程は、服の色を間違えて失礼しました」と謝罪されて戸惑いました。

判決は3月15日(火)14時。絶対に勝ちます。

星野獄中死 国賠裁判

命に対する無責任と無関心

星野 暁子

35年間の文昭と私の往復書簡を読んでいる。2004年、父と母の介護に追われていた時期だ。認知症が進んでいく父と、その父を介護する統合失調症の母、二人の遠距離介護に追いまくられていた私。父や母のことをどのくらい文昭が理解できるかは、私がどのくらい正確に二人のことを伝えていたかによるのだが、私は文昭がなかなかわからないことに苛立っていた。

心ない言葉をぶつけたのではないかと、その頃の手紙を読むには気が重い。

「愛情の発信地」という詩を書いたのも、確かその頃だ。自分が愛情の発信地にならなければ、獄壁で隔てられた二人はやっていけないと、確かにそんなことを書いたのだ。文昭と私にとって試練の時だった。母の負担を考え、父を入院させたりグループホームに預かってもらったりした。2005年に父は亡くなった。それ以降、母を施設に預け面会に通った。母は、2018年まで生きた。

徳島での面会で文昭は、「僕の苦しみは続く」と言ったことがあった。母から私を奪うことになったことに、文昭はこだわっていた。自分の親への手紙を書かず、毎年の誕生日発信の手紙は、ずっと私の父母に書いてくれた。報奨金でCDプレーヤーを贈ってくれた。「僕にできることは、絵を描くことだから」と母に花の絵を贈ってくれた。

それ以上何を望むことがあるだろうか。

長く待ち望んでいた肝臓外科医の意見書を出せることになった。年内には、提出できる見通しがついた。既に内科医のふくしま共同診療所院長・布施幸彦先生の意見書は提出している。

布施医師は、急激な体重減少と血液検査の結果から、2018年秋の時点では文昭の肝臓がんは発見できた

と言っている。血液検査の数値の推移を見ると、HDLコレステロール値が2017年6月には29まで低下し、2018年6月も28になっている。健康診断では34以下は要医療だ。ところがカルテにはこの脂質異常症の記載は一切ない。徳島刑務所の医師は、2回も肝障害を示すこの異常数値を見逃している。また肝臓の状態を示すγ-GTPが、50以下が正常値なのに2018年に77、19年には155になっていることが見逃されている。

2018年8月22日、腹痛で倒れた文昭はそれ以後、体重減少と食欲不振を訴えていた。10月に胃カメラや便潜血検査を行ったが異常はなかった。胃がんや大腸がんは否定されたのだから、別の病気を疑うべきだった。この時点で腹部超音波検査を行っていれば、2018年秋には肝臓がんが発見されたはずだ。そうできていれば、肝細胞がんのサイズは十分に小さく（体積で半分以下）、手術がより簡単となり安全にできていた。

徳島刑務所は、ようやく行った19年3月1日のエコー検査の後、3月4日～12日まで医療機関への照会はしていない。3月13日付で消化器内科に照会して断られると、以後、他の医療機関に全く照会していない。一ヶ月放置していたということだ。

手術すれば完治できた可能性の高い文昭を、仮釈放させないために照会せず48日間も放置したということは、文昭を肝破裂で獄死させても構わないという判断を徳島刑務所がしたということになる。

ある肝臓外科医は、医療センターにおいて術後の6時50分、血圧が低下し尿量が激減しせん妄状態になった文昭に対し、再出血の状況を調べるために血液検査やエコー検査をやり再開腹して止血していれば、100%に近い割合で助かったと言っている。ところが当直の麻酔科医は、執刀医や主治医を呼び戻すこともせず、対症療法をするだけだった。

受刑者の命に対する無責任と無関心、これはウィッシュマ・サンダマリさんを殺した入管施設と同じ問題だ。

次回弁論は、11月15日（月）10時30分から東京地裁721号法廷。ご注目とご参加をお願いします。

国賠勝訴で終結！ 警察・検察を駆らせる闘いへ

桜井 昌司（布川事件国賠元原告）

東京高裁での判決が確定して、背負っていた重荷は自分で考えているよりも大きかったことを知りました。実は、あの判決が確定した後、身体の調子が狂いまして、疲れなくなり、何時もザワザワとした風が身体の中を吹き抜けているようでした。

あれから一ヶ月が過ぎ、やっと心身が平常に戻りました。もう鬱わなくて良いのだという安堵も、考えていたよりも大きかったです。

自己では警察や検察との闘いも、何も負担だとは感じていなかったつもりです。だが、何しろ平然と嘘を語る連中ですし、常識が通用しないのですから負担であって当然でした。何をするか判らない連中が権力を握り、法の精神を捻じ曲げて自分たちの非を弁明して責任を転嫁する。実に見苦しい限りです。その連中が日本の司法を壟断^{ろうだん}しているのですから、日本社会が歪むのは当然です。

もし安倍晋三が外国の首相だったならば、どうの昔に犯罪者として刑務所に送られているはずです。冤罪を作り上げても反省すらせずに、全く無責任でいる警察と検察の姿こそ、法治国家日本を歪める元凶だと思います。

私の国賠での闘いは終わりましたので、もう国賠ネットワークの皆さんともお別れですが、私の闘いが終わるわけではありません。冤罪を作るだけではなくて法治国家日本を狂わせている警察と検察を正す闘いを続けたいと思っています。

ヤクザは、自分たちが悪いことをしていると知って悪事を働きますが、警察と検察は正義面をして嘘を語り、不正を行い、国民を欺いているのですから始末が悪い。ヤクザよりも質が悪いのです。

何としても、正義面をして不正を行う警察と検察を正したいと思います。これから生涯をかけて闘いを続けます。

以前から語り続けていますが、警察官や検察官

が捜査に関わって違法行為をしたならば、その責任を負う法律を作ることでこそ、嘘を言いたくない警察官や証拠を捏造したくない警察官を守れます。

無実の証拠を隠す検察官がいるのは、それを黙認する法律が悪いのであって、「総ての証拠は開示する」と法改正を行えば、証拠を出せの出さないの言った不毛な論争と時間の浪費を無くすことにもなります。この法律制定の活動をしたいと思っていますが、私の次なる目標は、眞面目な警察官を守る闘いをする中で冤罪仲間の力となることです。

皆さんもご存知でしょうが、「高知白バイ事件」というのがあります。一般公道で追尾訓練をしていた白バイが、停車中のバスに激突して警官が死亡。それなのに「バスが走って白バイに当たった」と嘘の話を作った冤罪です。その嘘が裁判で真実とされ、片岡晴彦さんは刑務所へ、再審も認められませんでした。

「時速5キロから10キロでバスは動いていた」と対向車線を走っていたという白バイ警官は証言しました。道路にはバスのスリップ痕が「1メートル」残っていました。それらが有罪証拠でした。

でも、22人の中学生徒、3人の引率の先生を乗せたバスが、果たして「時速10キロで走って1メートルのスリップ痕」が残るでしょうか。動体力学が明らかにするはずです。

私は、この片岡さんの再審裁判を支えて日本警察 vs冤罪者の闘いとしたいと思っています。まだ私の闘いは続きますし、これから闘いこそが警察と検察をよみがえらせる闘いだと思っています。

権力を相手とする闘いは困難なものです。確かに厳しいですが、でも、その闘いが無ければ権力の不正を止められません。皆さんの闘いこそ、日本社会を守り、正すものです。

どうか皆さん、頑張ってください。これからも一緒に闘いましょう。

大垣警察市民監視違憲訴訟 結審！ 判決 22年2月21日

近藤ゆり子（大垣警察市民監視違憲訴訟原告の一人）

【結審での弁護団の最終準備書面要旨朗読より】

1 本件情報交換の本質

大垣署警備課とシーテック社との間で行われた本件情報交換の本質は、公安警察による情報収集活動である。大垣署警備課は、風力発電事業が円滑な進捗へのシーテック社の危機感を煽り、同社を公安警察活動の協力者に仕立て上げるために、原告らの個人情報を提供した。危機感を煽られたシーテック社は、大垣署警備課から有益な情報を得るために、原告らの個人情報を収集し、大垣署警備課に提供していた。このように、公安警察は、民間の事業者などを協力者として、市民の個人情報を収集しているのである。本件は、公安警察の情報収集の手口が明らかとなった事案である。



2 違憲・違法というほかない

公安警察の原告らに対する長年にわたる情報収集行為及びその情報の保有行為は、憲法が保障する原告らのプライバシー権や人格権を侵害する。

この点、被告らは、情報収集行為等の適法性について、全く主張も立証もせず、ただ、警察法2条1項の「公共の安全と秩序の維持」のためと言うのみである。原告らの情報を収集することがなぜ「公共の安全と秩序の維持」に関係するのか、全く不明である。そもそも、警察法2条は1項で終わりではない。「警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであつて、その責務の遂行に当つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない。」と規定する2項が存在する。2項は1項の警察活動の範囲を限定するものであつて1項と2項は一体のものである。警察法に基づく適法行為というのであれば、1項のみならず、2項の該当性をも主張・立証しなければならない。ところが、被告らは、2項の該当性については一切言及しない。それは原告らに対する情報収集行為等がおよそ2項に

該当しないことを自認しているからにはかならない。

よって、公安警察の原告らに対する情報収集行為等は違憲・違法というほかない。

3 被害は深刻である

本件においては、公安警察による情報収集行為等によってどのような被害を受けたのか、その被害の全容を、当の被害者である原告らが知ることはできない。どれだけの情報を収集し、またその収集した情報をどう利用してきたかを、被告らは全く明らかにしないからである。この裁判手続でも事実関係について認否しないし、どのような情報を保有しているかも明らかにしなかつた。提訴前の岐阜県警本部長に対する個人情報開示請求手続においても「存否応答拒否」であった。被害の全容が被害者にすら分からぬといふことが、本件の被害の深刻さを物語っているのである。

今後、その被害を拡大させないためには、せめて、公安警察が現時点で保有する原告らの全ての情報を抹消することが不可欠である。

4 行政権に対し立憲主義の何たるかを知らしめるのは司法権の使命である

そもそも、なぜ原告らは、公安警察によって情報を収集されたのか。憲法で保障された権利（思想・信条の自由、表現の自由、信教の自由など）に基づき、自らの信念に基づいて国策に反対してきたに過ぎない。結局、公安警察は、国策に反対する原告らを敵視し、継続的に監視し情報を収集してきたのである。そのような情報収集行為等が許されるはずがない。

かかる違法な情報収集行為等が白日の下にさらされても、被告らは、本件について認否もしないし、証人尋問にも応じない。さらには、国会において、警察庁警備局長が「通常行っている警察業務の一環」とまで答弁した。法と裁判所を軽視し、自らの行為を顧みることもなく、通常業務とまで言い放つ公安警察に対し、立憲主義の何たるかを知らしめるのは司法権の使命である。本件の本質が公安警察の情報収集行為にあることを正しく理解し、情報提供行為にとどめず、情報収集行為とその保有行為にまで、鋭く司法の鉄槌を振り下ろすことを期待する。

原告最終準備書面、その他資料は
「もう」自由を守る会 HP
<https://monoiujyu-ogaki.jimdofree.com/>



被告滋賀県、その主張は正気の沙汰とは思えません!?

弁護士 磯谷 昇太

1 目を疑った被告滋賀県の主張

令和3年9月15日昼頃、私は自分の目を疑いました。被告滋賀県が裁判所に提出した第1準備書面(以下「本件書面」といいます。)です。滋賀県が訴状に対して反論する予定になっていました。

読み進めること約5分、6頁目に差し掛かったところで、私は、読むことを止めました。そして、もう一度、滋賀県が提出した書面であることを確認。6頁目を見ると、そこには「被害者を心肺停止状態に陥らせたのは、原告である。」とありました。つまり滋賀県は、再審無罪判決を正面から否定し、国賠訴訟で西山さんが殺人犯であると主張すると所信表明したものでした。

さらに読み進めると、ここだけではありません。滋賀県は、西山さんの知的障害を否認し、呼び出されてもいないのに警察署に出向いたり、深夜に警察署を訪ねて山本刑事宛の手紙を託したり、リストカットを偽装したりしたのは、西山さんの「検査攪乱を図る生来的ないし戦術的意図から生じた奇異な行動」であるなどと主張していました。

加えて、再審無罪判決を言い渡した大西直樹裁判長が「問われるべきは検査手続きの在り方である」などと指摘した説諭の内容については、わざわざ「滋賀県警としては、承服し難い。」との態度を示していました。

弁護団も、西山さんも、ご家族も、誰もが予想していない(できるはずもない)主張が、そこには記載されていました。

2 西山さんが真っ白な無罪であることは滋賀県警本部長も認めていたはず…

そもそも本件は、大阪高裁の再審開始決定を最高裁が是認し、再審公判において検察官が有罪立証を放棄したものです。大津地裁は、西山さんの自白の任意性や信用性を否定するばかりか、何らかの犯罪が行われたことの証明すらないと断じ、無罪判決を言い渡しました。検察官は控訴を断念し、西山さんの真っ白な

無罪は既に確定しています。

滝澤依子県警本部長も、令和2年6月29日の県議会において、「結果として大きなご負担をおかけし、大変申し訳ない気持ちであり、心中お察しすると言葉もありません。」と謝罪し、西山さんが真っ白な無罪であることを認めていた。あの謝罪は何だったのか…。

3 抗議と撤回の申入れ

これまでの経緯に照らして、滋賀県が西山さんを殺人犯であると主張することは決して許されるものではありません。

弁護団は、本件書面が提出された翌16日の進行協議期日において、滋賀県の訴訟代理人宛にその主張に抗議するとともに、撤回を求める意見書を提出しましたが、あろうことか同代理人は「主張を撤回するつもりはない。」と言い放ちました。

そこで、弁護団と西山さんは怒りの記者会見を行ったのです。報道各社がこの会見を大きく取り上げ、滋賀県の姿勢に疑問を呈したことは、既報の通りです。

4 滋賀県知事の謝罪と謝罪会見

進行協議期日の翌17日、弁護団団長 井戸謙一弁護士の事務所に滋賀県知事から電話が入りました。「自分は知らなかった。大変申し訳ない。西山さんに謝罪の意を伝えておいてほしい。」とのことでした。

直後に行われた記者会見でも知事は、県警が本件書面を作成・提出し、自分は内容を把握していなかつたとしたうえで、「西山さんを深く傷つける表現があり、極めて不適切。心からおわび申し上げます。」と謝罪し、県警と県の担当者に修正を指示したと説明しています。

この説明と謝罪は素直に受け入れられません。

まず、知事が謝罪したのは「表現」です。しかし、問題の本質は、再審無罪判決を正面から否定し、西山さんを殺人犯であると主張する滋賀県の「応訴姿勢」にあ

ると考えます。表現を修正すれば足りるというものではありません。

次に、本件書面を作成・提出したのが県警であるという説明です。言うまでもなく、国賠訴訟の被告は滋賀県です。国賠訴訟の場合、滋賀県の内規では県警本部長の決済を得た文書は、裁判所への提出前に県の担当部局長の承認が必要とされています。本件書面は、内規に違反して裁判所に提出されたもので、滋賀県のガバナンス上の問題を見過ごすことはできません。

5 県議会における県警本部長の答弁

同月29日、滝澤県警本部長は、県議会における松本利寛議員の質問に対し、「県警が作成した準備書面の表現に不十分な点があり、西山さんをはじめ、関係者の心情を害したことについて、改めて県警を代表しておわびを申し上げる。」と述べましたが、その後の質問に対しては、「今後は改めて丁寧に主張してまいりたい。」と噛み合わない答弁を何度も繰り返し、具体的には何も答えませんでした。西山さんへの直接の謝罪についても、「係争中のため、直接お会いするのではなく、こうしておわびを申し上げる旨を明らかにすることが適切と考える。」と述べるにとどまりました。

知事の謝罪でも触れましたが、問題の本質は、「表現」ではなく「応訴姿勢」です。知事も、県警本部長も、形式的に謝罪するのみで、その認識は極めて甘いと言わざるを得ません。

6 期待を裏切られた訂正申立書

同年10月5日、裁判所に滋賀県の訂正申立書が提出されました。弁護団や報道各社の批判を受け、一から準備書面を書き直してくることを期待していましたが、本件書面の表現7か所を訂正するだけのものでした。

例えば、「被害者を心肺停止状態に陥らせたのは、原告である。」としていた部分は、「被害者を心肺停止状態に陥らせたのは、原告であると判断する相当な理由があった。」と訂正されていました。

それまでの滋賀県の対応から、予測はしていましたが、結局、滋賀県(特に県警)は、表現の問題としか捉えていないことがはつきりとしました。

知事と県警本部長の謝罪に問題があることは指摘済みですが、曲がりなりにも謝罪しておいて、結果、ほんのわずか表現を訂正するだけでは、かえって西山さんの心情を害することになるのではないかと問いたい。

7 二転三転した県警の対応

滋賀県の訂正申立書が提出された同日、県警は、「県議会や囲み取材で一定の説明は尽くした」などとして、同月15日に予定されていた定例会見で本件書面をテーマにした代表質問を拒否する方針を明らかにしました。

ところが、舌の根も乾かぬ翌6日、県警は、方針を撤回し、県警本部長が代表質問を受けると記者クラブに通知したのです。

県警本部長は「定例会見でも説明責任を果たすべき」などとしたようですが、突然の方針変更の裏には、同月5日に訂正申立書の内容や県警の方針に対する批判的報道がされたことの火消しという目的があったのではないかと邪推せざるにはいられません。

同月8日には、警察庁が滝澤県警本部長の同序長官官房審議官への転出と新本部長の着任を発表しています。滝澤県警本部長においては栄転とみなす向きもありますが、私は、事実上の更迭だと思っています。

この人事がトカゲのシッポ切りとなり、問題が闇に葬られないことを切に願います。

8 むすび

真っ白な無罪判決が確定した西山さんを殺人犯であると主張することは、国賠訴訟の中であるとはいえ、許されません。そのような主張をすること自体、西山さんの名誉を棄損し、侮辱するもので、新たな違法行為です。正気の沙汰とは思えません。

このような主張に至ったのは、県警が口先だけで謝罪し、なぜ冤罪が生まれたのかを検証してこなかったからではないか。弁護団は、訴訟については勿論のこと、この問題についても手を緩めずに追及していく予定です。

次回進行協議期日は令和3年12月7日です。

今後も変わらぬご支援をお願いいたします。

治安維持法型の刑事手続きを全面化した戦後刑訴法

武崎直央

検察・警察による自白強要や証拠隠しの違法性を弾劾して桜井昌司さんが訴えていた国賠は8月27日、東京高裁が取り調べの違法性を認める勝訴判決を出し、確定しました。

裁判所が取り調べの内容に踏み込んで違法性を認めたのは画期的勝利です。

しかし考えてほしいのは、裁判での有罪判決獲得をめざす検察が強制捜査権を独占しているという布川事件が示した構造的問題です。

検察とその指揮下の警察による現在の捜査は事実解明よりも有罪判決を獲得しやすい、犯人に仕立てあげやすい市民の選別となる「有罪証拠」の収集、ジャマになる「無罪証拠」の隠蔽、破壊が目的となっています。

布川事件では桜井さん達が、犯人に仕立てあげるのに都合の良い存在として選ばれました。しかし十分なデッチあげ材料が確保できず、ウソとねつ造によって「有罪証拠」を作りあげました。

高裁判決は無実の市民を犯人に仕立て上げたことではなく、証拠ねつ造の行き過ぎとそれが表沙汰になったことを断罪したにすぎません。

最高裁「裁判は真実 解明の場ではない」

検察・警察による「無罪証拠」の隠蔽や破壊に対して、弁護士の中には「公的存続の検察は真実解明という裁判の目的のために無罪証拠も積極的に収集・開示すべき」と訴える人もいます。

しかし、この論理には無理があります。

すでに最高裁は「裁判は真実解明の場ではない」と明言しているからです。最高裁第1小法廷の昭和23年8月5日判決は、「論理的証明は『真実』そのもの目標とするに反し、(裁判における)歴史的証明は…通常人なら誰でも疑を差挾まない程度に真実らしいとの確信を得ることで証明ができたとする」と述べています。真実ではなく

「通常人」その実は裁判官がどう思うかだと言っているのです。犯人と決めつけるのに十分な材料があるなら無実の人間でも有罪にしてしまわない、それが最高裁以下の職業裁判官の論理です。

その結果、刑事裁判は犯人に仕立てるための「有罪証拠」を提供する検察と、それを否定する「無罪証拠」を提供する被告人・弁護人とが、裁判官の「心証」、獲得のために争う場となっています。

真実追究なら立場の違いは問題にならないかもしれません。しかし「心証」をめぐって争うなら両当事者が証拠の収集・提供において同じ力を持つこと、当事者の対等が公正裁判のために重要になります。特に最も強力な証拠収集手段である強制捜査権を誰がどう行使するかは決定的です。

裁判の公正や当事者の対等を考えるならそのやり方は二つしかありません。

一つは、両当事者から独立した第三者が強制捜査権を行使すること。

もう一つは、検察とともに弁護人にも強制捜査権を与えること。

近代化と人権の拡大を 目指した戦前の刑訴法

敗戦前後で日本の刑事司法手続きは大きく変わりました。「大陸法」から「英米法」への転換と言われます。しかし少なくとも強制捜査権については「英米法」への転換とは決して言えません。

「大陸法」での予審判事と呼ばれる中立の存在への強制捜査権付与に対し、「英米法」でも強制捜査権行使の厳格な法的規制や弁護人の捜査や取り調べの立ち会いを認めるなどの捜査介入権、証拠への全面的なアクセス権など弁護人に強制捜査権を与えるに近い、当事者対等を確保する制度的保証があります。

しかし、日本の戦後刑事司法手続きではそうした制度的保障はほぼ存在しません。公正ではなく、

効率的に有罪判決を量産するためのシステムが戦後の刑事司法手続きです。

なぜでしょうか。

1941年改悪治安維持法など治安弾圧法が戦後の刑事司法手続きの出発点だからです。

それまで日本では、強制捜査は検察側からも被告人側からも中立の予審判事の権限でした。捜査の目的は犯人捜し(犯人ねつ造)ではなく、その後の刑事裁判で事実を解明するための材料探しと考えられていました。予審制度です。

中立ですから捜査で得られた全証拠は弁護人にも開示されたし、弁護人が強制捜査の発動を要請することも可能でした。無実の証拠があると弁護人が求めれば、予審判事が収集し、公判に提供する。検察に隠蔽の機会はありません。

警察・検察に強制捜査権はないので密室の拷問的取り調べで作られる現在のような『供述調書』も証拠と認められません。じつは現在の供述調書が発言の忠実な記録ではなく捜査官の作文のは、捜査官が被疑者・被告人の発言をたまたま聴いたとする非公式な報告書が出発点だからです。

令状逮捕という制度すらありませんでした。

不平等条約で奪われた裁判権の回復をめざした明治以降の日本政府は裁判制度の近代化を進めました。天皇專制下での限界と治安機関の暴走があるとはいえ、刑事裁判では捜査・訴追・裁判の分離や予審制度、陪審制度の導入、自白から証拠による事実認定への転換など国際的な人権基準を考慮した制度を導入・拡大してきたのです。

「効率的に有罪にする」 治安弾圧の論理への転換

治罪法、明治刑訴法、大正刑訴法と進んできた近代化を逆転させたのは戦時体制でした。

弾圧対象を自由主義者や宗教団体にまで広げた治安機関にとって、予審制度や陪審制度など近代的の刑事手続きは事件ねつ造の妨害物でした。そこで陪審制度停止とともに、41年改悪治安維持法などで治安事件での予審の停止・検察への強制捜査権付与にまで踏み込んだのです。戦時体制を搖るがす市民を効率よく弾圧することを目的とする

制度変更です。裁判の公正など存在しません。

戦前から天皇專制を支え治安体制強化のため予審制度廃止を訴えていた小野清一郎らは、戦後に新憲法の人権規定に対抗するため、改悪治安維持法型の刑事手続きを刑事事件全体に拡大しました。小野の弟子で予審制度廃止の先頭に立った團藤重光は、後に「予備審問は…人身保護上大きな役割を持っており…設けておくべきだった」と予審制度廃止の人権侵害性を認めています。

強制捜査の主体が検察に移された結果、強制捜査で集めた証拠は検察の管理下で被告人を有罪にするためだけの材料となり、弁護人に開示されなくなりました。強制捜査発動に対する弁護人の要請権も剥奪されました。捜査官の伝聞報告書にすぎないものが『供述調書』として証拠になったのも戦後刑訴法の下です。

その結果生み出されたのが『絶望的、とも評される冤罪続発の現在の刑事裁判です。

陪審・予審制度の復活 で公正な裁判の実現を

残念ながら戦前は悪、戦後は善という思い込みのせいなのでしょう、多くの法律関係者にとって戦前の陪審制度や予審制度は無条件の悪です。

裁判員制度は戦後では初めて『被告人は真犯人か』という市民の真実追究の論理を刑事裁判に持ち込みました。それに対しても『犯人ねつ造』の職業裁判官による裁判に戻せという声が、市民の中にすらあります。

欠陥の多い裁判員制度です。しかしそれは評議から職業裁判官を追放し、市民だけで『真実』を追究する陪審制度に近づけて解決すべきです。

戦後刑訴法の本質的欠陥である『被告人を効率的に有罪にする』という治安弾圧の論理を単に部分的手直しで改善しようとするのではなく、制度設計の根底にまで視野を広げてみませんか。

陪審制度、予審制度を戦後の人権保障憲法の下でよりよい形で復活させること、それが有罪率99%以上という冤罪量産の現行刑事裁判制度を改革する根本の方策ではないか、真剣に考えてみてほしいと思います。

旅券発給拒否の撤回国賠 国は準備書面を提出 ねつ造記事<産経新聞損賠>第1回弁論決まる

よど号“欧州拉致”逮捕状の撤回を求める会事務局 井上 清志

11月18日の第4回口頭弁論(東京地裁 419 法廷)を前に、被告国は準備書面(2)を提出した。原告の準備書面に対する反論である。その内容は必要と認める限度で認否、反論しているが、主に憲法(違憲)論争に関するものであった。認否では「原告独自の見解を述べるものであって認否の限りでない」と議論を避けている部分が多い。

被告国が準備書面(2)を提出

原告は、①旅券法 13 条 1 項 7 号は法令違憲、②合憲であるとしても「憲法に適合するよう合憲限定解釈を行なうべき」「海外渡航の自由が自然権的性質を持つことを考慮すると」「害悪発生の蓋然性が客観的に必要であるにもかかわらず抽象的に該当すると認めた処分は違憲」であると主張。

これに対して被告は、①については「理由がない」とするだけで論争を避け、②については、海外渡航は国境を越えた移動であり、外国に旅券所持者に対する援助や通行の自由を要請し、外国との関係性を考慮し調整が必要であること、その上で海外渡航の自由は、制約は当然とする。

また「自然権的性質を持つ」ことを根拠に、旅券法 13 条 1 項 7 号を制限的に解釈すべきであるとする主張には「理由がない」としている。結論として制約は当然、原告に旅券を発給して渡航を認めることは「国の利益及び公安を害するおそれ」があると繰り返すのである。

原告が証拠として提出した「朝鮮の憲法第 80 条(亡命者条項)」「ストックホルム合意の合意事項」「特別調査委員会との協議」「我が国独自の対北朝鮮措置について」、平壤在住の若林氏の「日本政府の北朝鮮外交と本件旅券発給拒否処分について」など文書についても被告の一方的文脈のなかで認めていたに過ぎない。

また、原告が帰国するまでの活動状況については旅券法違反事件判決においては認定されているとし、具体的な反論は皆無である。

以上のように、今回提出された被告準備書面(2)は原告主張には全く答えようせず、論争を避けている。原告としては、これに反論する必要性はないと判断し、書

面提出をしないことにした。次回弁論でこの被告準備書面(2)陳述が行われ予定。

産経損賠 第1回口頭弁論決まる

前号で報告したように「名誉棄損」の損賠請求には法の適用に関する通則法 19 条というやっかいな法律がある。これによれば「名誉棄損」については朝鮮の民法が適用され、これに基づいて国内(日本)で裁判が行われることになる。そのため弁護団・支援者は朝鮮の名誉棄損の民法を中心に調査をはじめ、その結果として「請求原因」の追加や大内憲昭教授の調査報告書などを裁判所に提出してきた。

裁判所も独自に調査したらしい。その後、裁判所から連絡があった。「法の適用に関する通則法によると、北朝鮮の民法が適用される。弁護団が提出した書面から謝罪広告は認められておらず、謝罪広告請求はできないと考えられる。慰謝料の請求については、朝鮮の民法ではその要件等が不明であることから、“適用すべき法律が不明な場合”として対応したい」との説明があった。

結局、弁護団としては「損賠」維持のため残念ながら謝罪広告の請求を取り下げることにした。この「謝罪広告」については裁判所の職権判断であり、弁護団としても従わざるを得なかった。その後、訴状訂正申立書、証拠説明書等を提出することになった。これをもって裁判所から被告に訴状などが送達された。被告が、どのような意見を述べてくるのか注目していきたい。

通則法(19条)の立法の違憲 国賠を検討

今回の法の適用に関する通則法という法律。17条で不法行為は発生地法によると規定しながら、名誉毀損だけが被害者の常居所地法によると規定した19条。これが、原告の権利を不当に制約している。憲法違反ではないか。

国に対して立法の違憲を理由とする国賠訴訟ができないか検討に入っている。

第1回口頭弁論 12月21日(火)10:30、東京地裁(法廷番号は裁判所に問合せが必要)。

殺人未遂デッチ上げ逮捕勾留 足柄国賠

今後一切 信頼しない だから、控訴はしない！

原告 小松 徳子

2021年9月2日 東京地裁判決

1 原告の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

坂本隆一裁判官の判決は、いい加減なデタラメである。事実を捻じ曲げ、不公平極まりないものである。また、人権尊重意識も最低である。

私は殺人未遂罪で逮捕されたが、その証拠として神奈川県は乙B第1号証として過去の事案・判例を提出しただけである。警察が逮捕状請求のために主張していたことはすべて虚偽であった。最初から証拠などは何もなかったのである。(甲第2号証)

男の轢き殺されそうになったという虚偽申告、近隣住民のそれを見たという虚偽供述によって、私は殺人未遂の被疑者に決めつけられ、無令状で長時間身柄拘束された。拘束中警察官は男が轢き殺されそうになったと言っている。近隣住民はそれを見たと言っている。私に殺人未遂の嫌疑がかけられているなどの事は一切言わなかった。隠していたのである。(甲第3号証・甲第14号証)その間に逮捕状請求手続を進め、発付・執行までの時間稼ぎのための拘束であった。違法に得た逮捕状によって 2017年8月18日 私は逮捕された。

8月19日 山内検事は勾留請求・接見等禁止請求を行い、裁判官は勾留質問をし、勾留と接見等禁止決定を決定した。

私には無実を証明するドライブレコーダーの記録があった。(甲第2号証)しかし警察・検察は実体を把握することに努力をせず無視した。その為勾留・勾留延長・処分保留となり、不起訴処分が11月30日となつた。捜査機関の怠慢以外の何物でもない。

甲3号証-2・甲14号証 スマホによる録音

① 8月18日 1:47 私は事情聴取を拒否していない。私は「男が突然飛び出してきた」「当たり屋です」など

と訴えていた。「現場で説明します」「現場でいいじゃないですか」、などと申し出していた。

② 警察官は私の話を全く聞き入れず「言い分があるんだつたら、警察署で聞く」と法的根拠がないにもかかわらず警察署への同行を執拗に求めた。

③ 8月18日 1:50 警察官は「法的手続きをとらせてもらいます。」「逃走されないように車、全部押さえて！」と、「逃走防止」を明言した。

身柄拘束について

判決－原告は自身の意思でコンビニに行ったり、自宅に戻っているのであるから、不当な身柄拘束であったとの主張は当たらない。

コンビニへ行ったのは8月18日2:00頃で、トイレへ行きたいと申し出て、パトカーに先導・追尾されての移動であった。自宅に戻る時もパトカーに追尾されて帰宅した。交差点の所では私の車は前後をパトカーに挟まれていた。逃走防止の監視体制の中逃走などできるはずがないし、していない。

乙A第1号証「所有権放棄書」

判決－SDカードを還付していないのは適法な所有権放棄手続の結果であって違法な点はない。

これは捜査官が「SDカードを貸してください。」と言ひながら、どさくさ紛れの中で書かせた物か、捏造であるかのどちらかである。証拠は騙し取られた。警察・検察は証拠隠滅の為に奪った泥棒である。裁判官も片棒を担いでいる。

逮捕時の警察官の行為等について

2017年8月18日 14:55頃自宅前に警察官が12～13人来て物々しい状況であった。(甲第14号証)

近隣住民の前で逮捕状が大声で朗読され、手錠を掛けられた。大きなショックと屈辱を受けた。そしてパトカーで警察署へ連行された。一連の事はパフォーマンス的な逮捕劇になっていた。それを大家は動画撮影し、その一部がテレビで放送された。元々私は何も悪い事はしていないのに突然殺人未遂犯にされ、まるでドラマや映画のような「世にも奇妙な物語」の世界へ引きずり込まれた。

裁判は、このような状況下で全く時間とお金を浪費した結果に終わった。坂本隆一裁判官は独裁者である。私は、日本の警察・検察・裁判官を今後一切信頼しない。だから控訴はしない事にした。

正義など、どこにもなかつた……。

免罪・人権関連 情報クリップ

2021年9月8日～11月3日

井上 清志

■国、都に5億6000万円賠償請求＝起訴取り消しの社長ら提訴—東京地裁

生物兵器製造に転用可能な噴霧乾燥機を不正に輸出したとして外為法違反罪などで起訴され、その後起訴が取り消された「大川原化工機」の社長らが違法な捜査で損害を受けたとして、国と東京都を相手取り、計約5億6000万円の賠償を求める訴訟を東京地裁に起こした。提訴したのは社長、元取締役と、体調悪化で勾留の執行が停止され、その後死亡した元顧問の遺族。噴霧乾燥機を無許可で輸出したとして警視庁に逮捕。3人は一貫して無罪を主張。東京地検は「立証が困難」と起訴を取り消した。(時事通信社 9月8日)

■国「捜査資料の提出応じない」再審無罪の西山さん国賠訴訟、滋賀

湖東記念病院での患者死亡を巡る再審で無罪判決(確定)を受けた西山さんが、国と滋賀県を相手にした国賠訴訟で、原告側が国側に証拠提出を求めていた捜査資料など約110点について、国側が、「提出には応じない」との回答書を大津地裁に提出。国側は西山さんの供述調書など108点を提出。原告側は、これらは必要な証拠のごく一部でしかないとして、全ての供述調書や病院関係者の供述調書、捜査報告書など約110点を特定し提出を求めていた。(共同通信 9月9日)

■布川事件の賠償、国が上告断念へ

強盗殺人事件で、無期懲役が確定して29年間収容され、再審無罪となつた桜井さんが冤罪の責任追及のために国と県を訴えた訴訟で、国が最高裁への上告を断念する方針を固めたことがわかつた。県も上告しない方向で検討。国と県が上告しなければ、違法捜査があつたとして計約7400万円の損害賠償を命じた東京高裁判決が確定。高裁は、警察の取り調べの違法性を認めた一審の判決を維持しつつ、検察の取り調べも違法だったと新たに認め「虚偽の事実を告げて自白を強要した」と指摘。警察や検察の違法捜査で引き出された「自白」がなければ「逮捕や起訴はされなかつた」と結論づけた。(朝日新聞デジタル 9月9日)

■監視映像、異例の公開 入管職員暴行の国賠訴訟で—大阪地裁

大阪出入国管理局で収容されていた日系ペルー人男性が、暴行を受け骨折したなどとして国に損害賠償を求めた訴訟の口頭弁論が大阪地裁であり、国側が提出した監視カメラ映像の取り調べが行われた。約24時間に及ぶ長時間の監視映像が公開されるのは異例。映像では、職員に抗議した男性が保護室に運ばれた後、後ろ

手に手錠を掛けられたまま職員に制圧された場面や、手錠を掛けたまま放置された様子などが記録。提出命令を地裁に申し立てたのに対し任意提出。ウィシュマ・サンダマリさんが死亡した問題では、保安上の理由などから弁護士への開示などが制限されている。(時事ドットコムニュース 9月15日)

■森友自殺の赤木さん公務災害 国の理由不開示「違法」 総務省審査会

赤木俊夫さんの労災の認定理由を「不開示」とした国の決定について、総務省の情報公開・個人情報保護審査会は「違法で取り消すべきだ」と答申。法的拘束力はなく、不開示決定を出した人事院は「内容を精査して対応を検討する」としている。赤木さんは改ざん作業を強いられてうつ病になり自ら命を絶った。財務局は労災と認定。雅子さんは関連文書の開示を人事院に請求したが、資料の大部分は黒塗り。審査会は、人事院の決定通知書は不開示理由に法律の条文を記しているだけで、「具体的な理由や根拠の記載が皆無」と指摘。決定への反論を困難にする内容として、違法と判断した。(毎日新聞 9月21日)

■裁判受けさせず送還「違憲」、国に賠償命令 スリランカ人男性、逆転勝訴—東京高裁

スリランカ人男性2人が難民不認定処分を受けた後、入管から訴訟を起こす時間を与えられずに強制送還させられたとして、国を相手取り計1000万円の賠償を求めた訴訟の控訴審判決が東京高裁であった。裁判長は入管職員の対応について「憲法32条で保障する裁判を受ける権利を侵害し、国家賠償法の適用上、違法」として請求を棄却した一審判決を変更、計60万円の賠償を命じた。外国人の強制送還をめぐり、違憲判決が出たのは初めて。訴訟できないまま送還されるケースは少なくなく、判決は入管の姿勢にも影響を与えそうだ。(時事ドットコムニュース 9月22日)

■「警察がトラブル相手に住所もらした」東南アジア出身女性が都提訴「人生最悪の出来事」

子どもをめぐる公園でのトラブルで、警視庁の警察官から違法な取り扱いを受けたとして、東南アジア出身の女性が国賠法に基づいて都を相手取り、計440万円を求める裁判を東京地裁に起こした。女性は公園で3歳の娘を遊ばせていたところ、子連れの男性とトラブルになつた。男性は「息子が女性の娘から蹴られた」と主張。女性は子ども同士の身体接触すらなかったとしている。激昂した男性が警察を呼んだが、警察官は男性の主張にばかり耳を傾けていたという。聴取はトラブル相手の男性の主張を認めるよう促すもの、3歳の娘を女性から引き離して複数で聴取する場面もあったという。男性は警察の前でも、外国人差別的な発言を繰り返し、警察はこの男性に、女性の住所や電話番号などの情報を提供しているという。(弁護士ドットコムニュース 9月22日)

■被差別部落の地名公開はプライバシーの侵害 出版禁止など命じる判決

全国の被差別部落の地名などをまとめた本の出版禁止やネット上のリスト削除を求め、部落解放同盟と被差別部落出身者が出版社に對し起こした訴訟の判決が東京地裁であった。公開を「公益目的でないことが明白でプライバシーの侵害だ」と認めて、リストを掲載した部分

の出版禁止やネット上でリストを示した部分の削除、約500万円の損害賠償を命じた。公開によって①被差別部落出身だと知られると差別や誹謗中傷を受けるおそれ②結婚や就職で差別的な扱いを受ける可能性などと指摘。「損失は深刻で重大。その回復を図ることは著しく困難だ」と説明し、被差別部落の地名公開は「社会的に正当な関心事とは言いがたい」と結論。一方、被差別部落の出身だと広く知られている原告については、プライバシーの侵害を認めなかった。(朝日新聞デジタル9月27日)

■「表現に不十分な点、おわび」滋賀県警本部長、西山さん犯人視文書を謝罪

湖東記念病院での患者死亡を巡る再審で無罪が確定した元看護助手の西山美香さんが国と滋賀県に計約4300万円を求めた国家賠償請求訴訟を巡り、滋賀県警が無罪判決を否定する内容の準備書面を提出した問題で、県警本部長は県議会で「書面の表現に不十分な点があり、西山さんをはじめ関係者の心情を害したことについて、おわび申し上げる」と謝罪、訂正する方針を示した。「患者を心肺停止状態に陥らせたのは原告」などと、西山さんを犯人視する記述、「再審で無罪判決が確定したことを重く受けて止めている」などとした一方、「訴訟で原告が主張する内容に、県警の認識と必ずしも一致しない部分もあり必要な主張を行う」とも述べた。(京都新聞9月28日)

■成年後見利用で失職は違憲 国に賠償命令

成年後見制度利用者の就業を認めないとしていた当時の警備業法の規定は違憲だとして、元警備員が国に100万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、岐阜地裁は「規定は職業選択の自由を保障した憲法に違反する」として国に10万円の支払いを命じた。業務を適正に行う能力があった男性が退職せざるを得なかつたのは、警備業法の規定によるものだと指摘。成年後見制度の利用者を一律に警備業務から排除することは、立法府の合理的な裁量の範囲内にあるとは言えないと判断。厚生労働省などによる研究会が「資格制限は必要性を慎重に検討すべきだ」と指摘していたのに、国会は対応しなかつたとして「立法不作為は国家賠償法上の違法行為に当たる」と判断。(共同通信10月1日)

■入管で女性死亡国賠提訴へ スリランカ人の遺族

名古屋出入国在留管理局(名古屋市)で3月、収容中のスリランカ人女性ウイシュマ・サンダマリさんが体調不良を訴え、その後死亡した問題で、遺族や代理人弁護団が国を相手取り、国賠訴訟を起こす方針を明らかにした。弁護団によると、出入国在留管理局が保有するウイシュマさんの収容中の様子を記録したビデオ映像などの証拠保全の申し立てが名古屋地裁で認められ、遺族は弁護団立ち会いのもと、同地裁で映像を見た。(読売新聞オンライン10月6日)

■海賊対処で海外派遣の元海自隊員 休暇認められず提訴 横浜地裁

海外任務に伴う超過勤務で休暇が取れず、精神的な苦痛を受けたとして、元海上自衛官が国に慰謝料など約500万円を求めて横浜地裁に提訴。男性は2015年に海自に入隊。海賊対処の派遣行動でソマリア沖やアデン湾で活動。21年には中東での情報収集活動に従

事。航海中は全ての日が勤務扱いで、その分の代休が付与される。帰国後に休暇の消化を申し出たが認められなかつた。海自の任務に従事する限り、休暇を取る見込みは立たないとし、「このままだとすれば壊れるまで使い倒される」と主張。退職したが、見込まれた代休が失効したなどとし、精神的な苦痛を受けたとしている。(神奈川新聞10月10日)

■男性署長セクハラ被害訴え、元同僚の損賠請求を棄却「違法行為といえず」

彦根署の男性署長が警察庁に出向中、性的な発言などを繰り返し受け抑うつ状態になったとして元同僚の女性警視が損害賠償を求めた訴訟の判決が東京地裁であった。男性が職場の懇親会でズボンを脱いで下着を露出させたり男性性器に言及するなどしたことは認めたものの「不快感を与えるおそれはあるが、原告の人格権を侵害する違法行為とまではいえない」として請求を棄却。職場や歓送迎会で性的な発言を受けたとして上司に訴え、抑うつ状態と診断。警察庁はセクハラを認め公務災害に認定。訴訟では警察庁の調査や公務災害認定の報告書が証拠提出されたが、「第三者から聴取した部分が黒塗り(非開示)で、どの言動がセクハラと認められたか分からぬ」と指摘し、女性の訴えを退けた。(京都新聞10月19日)

■プレサンス前社長、無罪 明浄学院21億円横領、大阪地裁

学校法人明浄学院の資金21億円の横領を共謀したとして、業務上横領の罪に問われた東証1部上場の不動産会社「プレサンスコーポレーション」の前社長に、大阪地裁は「共謀した故意があつたと認定するには合理的な疑いが残る」と無罪判決(求刑懲役3年)を言い渡した。大阪地検特捜部が逮捕、起訴した事件で立証の柱とした関係者の証言の信用性を否定。検事が取り調べで関係者に圧力をかけた疑いがあると検察の捜査を批判した。(共同通信10月28日)

■財務省の文書開示求め提訴 赤木さん妻「本当のことを」大阪地裁

森友学園への国有地売却をめぐる財務省の公文書改ざん問題で、同省が検察に任意提出した文書を開示しないのは違法として、自殺した同省近畿財務局職員赤木俊夫さんの妻雅子さんが、不開示決定の取り消しを求める訴訟を大阪地裁に起こした。開示されれば、改ざんをめぐる国賠訴訟での主張に役立てる。雅子さんは、6月に開示された「赤木ファイル」では、同省内の改ざん指示の流れまでは分からなかつたと指摘。「本当のことを知りたい。やらないと前に進まない」と訴えた。(時事通信10月29日)

【概評 No9】(2021年9月8日~11月3日)

◆西山さんの犯人視文書を県警本部長が謝罪。「えん罪」無罪確定後の謝罪の意味は大きいが、一方で違法性はないと保身◆スリランカなど外国人の訴訟が多発(東南アジア出身)。人間として扱われないこの国の外国人差別の実態、氷山の一角か◆制服組(警察官、自衛官)のセクハラなどの国賠が多い。がんじがらめの組織への反乱か◆赤木さん妻の複合的・重層的な闘い、国賠はじめ不開示決定の取り消しを求める訴訟などに注目を。

「邪悪に墮ちたGAFA」

／「反対派を防衛する」

9月からデジタル庁がスタートした。警察庁のサイバー局も近く動き出す。詳細はいまだ漠としているが、監視社会は深化して行くものと思われる。最近、目を通した米国のG A F Aを論じた本と、それへの対抗策に関する本を紹介したい。

□ ラナ・フォルーハー著・長谷川圭 訳 「邪悪に墮ちたGAFA」 日経BP、2020/7

米国ニューヨークでジャーナリストとして活躍する著者が、ビッグテックと呼ばれるグーグル、フェイスブック、アマゾン、アップル（G A F A）について調査。それを踏まえて米国における監視資本主義の進展、経済や政治に大きな脅威であることを多岐にわたり報告する。とくに社会を支配する強力な道具となつたと確信する。2016年の米国大統領選挙で予想外の結果をもたらし、国際政治を操り、国家の運命を揺さぶる手段となつたこと。しかもビッグテックの経営陣や株主は巨大な財をなした。

彼らは、人々の行動信念、個人データを蓄積し、ネットワーク効果を利用して、独占的な力を手に入れ、その維持に努めている。

グーグルは無料で検索を提供し、フェイスブックは無料でメンバー間の繋がりを提供する。アマゾンは価格を下げてたたき売る。消費者にとって有難いことだ。でも著者は強調する。

『問題はここで言う「フリー」は実際にはフリーでも何でもないことだ。確かに、デジタルサービスのほとんどで私たちは現金を支払わないが、その代わりにデータや関心を大いに差し出している。人間が金儲けの手段なのだ。私たちは自分のことを消費者だと考えている。だが実際には、私たちこそが製品そのものなのである』と。ビッグ



データの問題に光を当て、解決の手段を探すキッカケになればと書かれた本だ。

最終の14章邪悪にならない方法では、ビッグテックに制限を／私たちのデータで利益を得る者と利益をよりよく分配する方法／デジタル時代の税制／デジタル・ニューディール／デジタル世界における健康とウェルネスなどが論議される。

邪悪になるなDon't be evilは、グーグルの創業当時からのモットーらしい。巨大化による変質をどのように立て直せるかも論じられる。端末を眺めて過ごす時間をどう減らせるかには、私たち自身で答をだす必要があるなと思った。

□ グレンコラ・ボラダイル著・小倉利丸/岡山文人訳 「反対派を防衛する：社会運動のデジタル弾圧と暗号による防衛」 JCA-NETセミナー資料

この本は米国のオレゴン州立大学の関連講座のためにまとめられた。著者は環境保護活動に携わる中でNSAやCIAの情報収集への対応に迫られ、社会運動に対する監視に対抗する手段として暗号化の重要性、その実践方法などを論じる。

第1部：暗号技術の紹介、第2部：デジタルによる社会運動の弾圧（米国の場合）、第3部：社会運動を守るために（アメリカ編）から構成されている。

第1部では、暗号化について、単純な暗号から公開鍵と秘密鍵を用いる実用的な暗号化が丁寧に説明される。また、暗号化ハッシュによる署名にも触れられる。



専門知識が少ない読者に向けて、言葉の説明やコンテキスト＝背景が載っている。また、出典や参考文献が随所に示される。

第2部に社会運動へのデジタル抑圧について米国の実例が示される。続く第3部は、社会運動を守るためにの実践編。監視と抑圧から身を守る戦略から具体策など。匿名でホームページを閲覧する時、本物のTorブラウザを入手すべきことが強調されている。

本書は10月のJCA-NETセミナーのテキストとされ、<https://www.jca.apc.org/jca-net/> の右側メニューで書名を選んで、ダウンロードできます。

【磯部 忠】